四郷地区「春の丘」の枝垂桜（写真提供：四日市市）

4　月　号

第138号　2022年4月8日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1－10
ＴＥＬ 059－353－3910
ＦＡＸ 059－352－1311

新年度のご挨拶

一般社団法人 四日市労働基準協会
会長　山　崎　長　徳

日頃は当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年はようやくコロナウイルスが収束に向かおうとしていた中、年始より変異株が猛威をふるい、昨年に引き続き制限された生活を強いられていることと存じます。

そんな中2021年6月に改正された「育児・介護休業法」が2022年4月から段階的に施行されます。大きなトピックスとしては2022年10月から「出生時育児休業」（通称では“男性版産休制度”と言われています。）の新設により、子供が生まれてから8週間以内に4週間まで取得可能となり、なおかつ2回まで分割して休業取得ができるようになりました。この背景として、男性の育児休業の取得率が2010年度の1.38％から2019年度の取得率が7.48％まで上昇はしたものの10年以上経っても政府の想定よりもなかなか思うように伸びなかったことにより、2025年までに男性育児休業取得率を25％までに高める目標を掲げ、この制度が創設されました。

この制度により男性が出産日に合わせて育休を取得することが容易になり、従来の育休制度よりも柔軟に活用することが可能となります。在宅勤務やテレワークとともに個人のライフワークバランスが重視され、より自由で多様な働き方ができると言えるでしょう。

一方で企業としては環境整備や個別の意向確認が義務化されますので、制度変更の準備や個人への十分な配慮が求められます。更に従業員1000人以上の企業は育児休業の取得状況の公表が義務付けられますので、労務担当者は今まで以上に徹底した管理が必要となるでしょう。一昔前のように家庭を犠牲にしてまで働くといった考えは完全に排除され、時間ではなく業務を評価し給料が支払われるジョブ型雇用が一層促進されることは想像に難くありません。まさにこの働き方改革の大きな変化の波に乗ることができるかどうかが企業経営に問われている気がしております。

昨年に引き続きコロナウイルスや気候変動リスクにより世界情勢が大きく変動する中での新年度を迎えましたが、当協会は安全と安心を基調とした持続性のある発展に向け、会員等の懸案事項にも積極的に取組み、そのご期待に応えてまいりたいと考えております。

今後とも、会員各位の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げる次第です。

新年度を迎えて

四日市労働基準監督署長
松田　滋

新たな年度を迎え、改めて四日市労働基準協会員の皆様には、私ども労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先の北京冬季オリンピックで日本は、過去最多のメダル獲得数となり、この勢いのまま国内の社会経済も上向くことを期待しますが、本年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況や、欧米中露の国際秩序の変化の影響を注視しながら事業運営を行うことになろうかと思われます。

そのような中、本年度は労働災害の減少目標を掲げた第13次労働災害防止計画（5か年計画）の最終年度となります。三重労働局あげて労働災害の減少に向け取組をお願いしてきたわけですが、当署管内の昨年の休業4日以上の死傷災害は、残念ながら一昨年から大幅に増加する結果となり、災害防止計画の最終年度における減少目標には程遠い状況となっています。

労働災害が長期的に減少し、また近年は横ばいを維持していたものが増加に転じている状況は、我々行政として大変、危機感をもっており、最終年度の取組を一層強化せねばなりません。

増加した災害を見れば転倒災害や小売業・介護事業などでの腰痛災害が目立っており、またこれらは高年齢労働者の割合が高いことから、いわゆる「行動災害」の防止対策が重要であると考えています。

そのため、当署としては、災害防止計画の最終年度の重点として、特に転倒災害防止対策を強力に進めるため、

「みえきたSTOP！転倒災害プロジェクト2022」
～転ばぬ先の杖48～

の取組を始めており、転倒災害防止のための事業者の自主的な取組を進めるための方策など、行動災害の増加を労働分野の問題ばかりではなく、人材確保など企業の経営問題であるとして事業者の方々の行動変容を促すための取組を進めていくこととしています。

貴協会員の皆様には、改めてこの状況に御理解をいただき、自主的な取組をはじめ、当署が進めるプロジェクトへの御協力を頂けますようお願いいたします。

最後に、貴協会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念申し上げ、今年度初めの挨拶とさせていただきます。

パート労働者などいわゆる「シフト制」の労働者と労働契約を締結する場合の留意事項について

※この留意事項における「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間や1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的など労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。(三交替制など勤務パターンの組合わせがあらかじめ決まっているものは除きます。)

シフト制労働契約で定めることが考えられる事項

トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では労使で話し合ってシフトの作成・設定・変更などについて以下のようなルールを定めておくことが考えられます

作成	・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと ・シフトの通知期限　例：毎月○日 ・シフトの通知方法　例：電子メール等で通知
変更	・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合に、使用者や労働者が申出を行う場合の期限や手続 ・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセル、変更する場合の期限や手続 ※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点に留意してください。
設定	作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてあらかじめ合意することも考えられます。 ・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯 例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する ・一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数 例：１か月○日程度勤務／１週間あたり平均○時間勤務 ・これらに併せて、一定の期間において最低限労働する日数、時間数などを定めることも考えられます。 例：１か月○日以上勤務／少なくとも毎週月曜日はシフトに入る

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」
（URL）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

四日市労働基準監督署管内における死亡災害発生状況（直近10年間の合計）

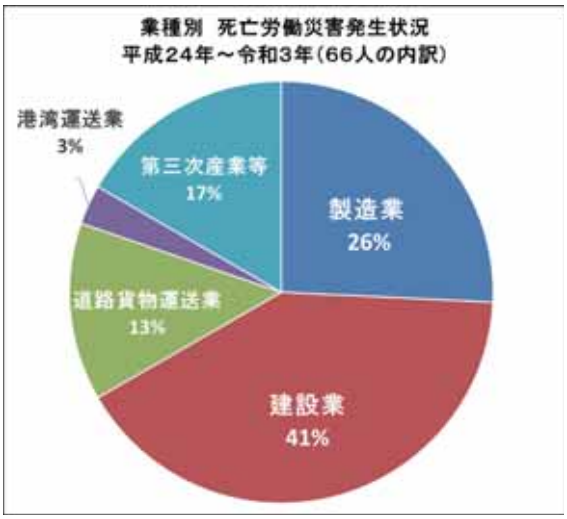

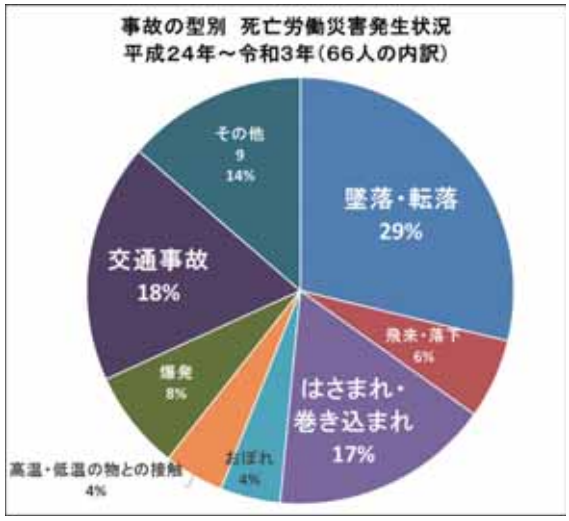

平成 24 年から 10 年間の死亡災害統計をみると、おおよそ３人に１人が墜落・転落災害によって尊い命を失っています。

四日市労働基準監督署管内における令和３年の死傷災害発生状況

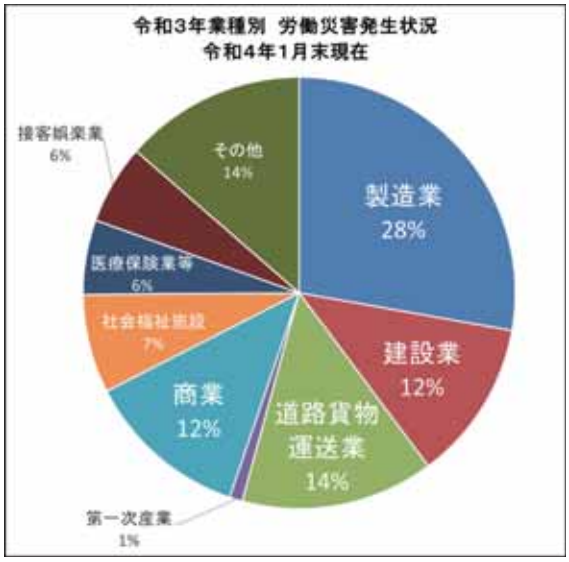

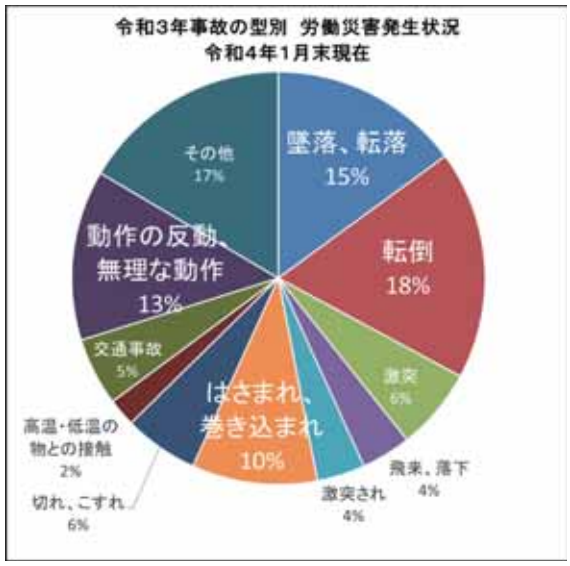

令和３年の死傷災害統計をみると、転倒、動作の反動・無理な動作等、労働者の作業行動を原因とする労働災害（行動災害）が 31%を占めています。

労働災害防止対策（重点取組事項）

1　墜落・転落災害防止対策

（1）足場・屋根からの墜落・転落災害防止対策
（2）脚立・はしご・階段からの墜落・転落災害防止対策
（3）トラックの荷台からの墜落・転落災害防止対策

2　リスクアセスメントの取組み

（1）リスクアセスメントの導入による機械設備等の安全化及び作業方法の改善
（2）残留リスクに対するリスク低減措置の実施

3 行動災害防止対策

（1）「みえきた ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト 2022」～転ばぬ先の杖 48～の推進

（2）「エイジフレンドリー※ガイドライン」の推進

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHO や欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

「みえきたＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト2022」～転ばぬ先の杖48 ～

四日市労働基準監督署では、死傷災害の中で最も多い転倒災害について、労働分野の問題としてだけではなく、人材確保等、企業の経営問題であるとして、事業者の行動変容を促し、自主的な安全衛生管理の定着を図るため、「みえきた ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト 2022」～転ばぬ先の杖 48～と題して転倒予防に注力した取り組みを推進していきます。

四日市署管内における令和３年の転倒災害発生状況（令和４年１月末現在）

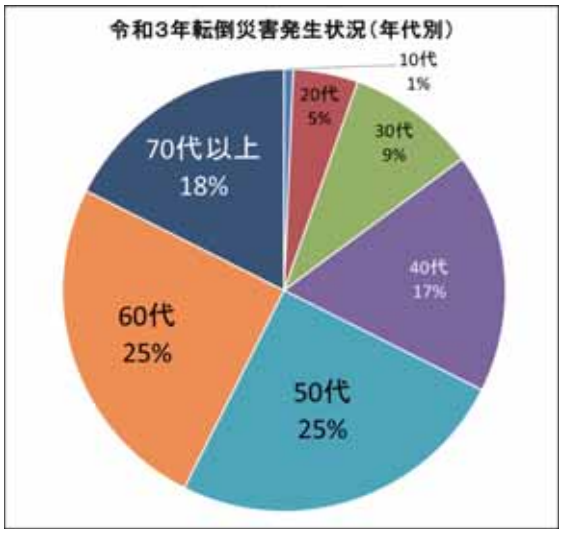

令和３年の転倒災害の災害統計をみると、商業・社会福祉施設・医療保険業等・接客娯楽業等の第三次産業で 49%を占めています。

具体的な取り組み事項（ＨＰ等に順次追加掲載していく予定です。）

（1）各種ツール・啓発資料の活用促進

（2）「転倒予防リレー」参加企業の募集、顕彰

（3）「みえきた ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト 2022」推進大会の開催　【６月予定】

「令和４年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」について

令和４年度は、「第 13 次労働災害防止計画」（計画期間：平成 30 年４月から令和５年３月までの５年間）※の最終年度です。

四日市労働基準監督署においては、管内の令和４年の死傷者数 690 人以下の達成を目指して、事業場における労働災害ゼロの達成・定着のため、令和４年１月１日から令和４年 12 月 31 日までの間、三重労働局の「令和４年 死亡災害ゼロ・アンダー2, 000 みえ推進運動」に合わせ、労働災害防止対策を展開しています。

※「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画のことです。

令和3年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和4年2月末現在

業種	年別	令和2年 死亡者数	令和2年 死傷者数	令和3年 死亡者数	令和3年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計		4	708	10	846	+6人	+150.0%	+138人	+19.5%
製造業	食料品		40		47			+7人	+17.5%
	繊維工業		2		1			−1人	−50.0%
	衣服その他繊維		1		2			+1人	+100.0%
	木材・木製品		1		5			+4人	+400.0%
	家具・装備品								
	パルプ・紙加工品		2	1	2	+1人		±0人	±0.0%
	印刷・製本		1		2			+1人	+100.0%
	化学工業		18		18			±0人	±0.0%
	窯業土石製品		10	1	24	+1人		+14人	+140.0%
	鉄鋼業		8		15			+7人	+87.5%
	非鉄金属		3		4			+1人	+33.3%
	金属製品		24		30			+6人	+25.0%
	一般機械器具		16		18			+2人	+12.5%
	電気機械器具		9		41			+32人	+355.6%
	造船				1			+1人	
	造船業以外の輸送用機械等		16		13			−3人	−18.8%
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備・機械修理業		3		1			−2人	−66.7%
	上記以外の製造業		8		12			+4人	+50.0%
	小計		162	2	236	+2人		+74人	+45.7%
鉱業	採石業		2		2			±0人	±0.0%
	上記以外の鉱業		3					−3人	−100.0%
	小計		5		2			−3人	−60.0%
建設業	土木工事		19	1	23	+1人		+4人	+21.1%
	木造家屋建築工事		7		10			+3人	+42.9%
	木造家屋以外の建築工事		35	1	46	+1人		+11人	+31.4%
	その他の建設業	3	29	1	25	−2人	−66.7%	−4人	−13.8%
	小計	3	90	3	104	±0人	±0.0%	+14人	+15.6%
運輸業	旅客運送業		13		7			−6人	−46.2%
	道路貨物運送業	1	100	2	121	+1人	+100.0%	+21人	+21.0%
	港湾運送業		5		3			−2人	−40.0%
	上記以外の運送業		16		11			−5人	−31.3%
	小計	1	134	2	142	+1人	+100.0%	+8人	+6.0%
第一次産業	林業								
	農業・畜産業		13		8			−5人	−38.5%
	水産業								
	小計		13		8			−5人	−38.5%
第三次産業	商業 小売業		98	1	92	+1人		−6人	−6.1%
	商業 うち新聞販売業		16	1	11	+1人		−5人	−31.3%
	商業 上記以外の商業		17	1	11	+1人		−6人	−35.3%
	通信業		8		15			+7人	+87.5%
	保健衛生業 社会福祉施設		55		63			+8人	+14.5%
	保健衛生業 医療保健業・その他		28		47			+19人	+67.9%
	接客娯楽業 旅館業		5		7			+2人	+40.0%
	接客娯楽業 飲食店		13		26			+13人	+100.0%
	接客娯楽業 ゴルフ業		10		8			−2人	−20.0%
	接客娯楽業 上記以外の接客娯楽業		7		8			+1人	+14.3%
	清掃業 ビルメンテナンス業		12		8			−4人	−33.3%
	清掃業 産業廃棄物処理業		13	1	19	+1人		+6人	+46.2%
	清掃業 上記以外の清掃・と畜業		6		5			−1人	−16.7%
	警備業		8		7			−1人	−12.5%
	上記以外の事業		24		38			+14人	+58.3%
	小計		304	3	354	+3人		+50人	+16.4%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」

注：死亡者数は内数であらわしたもの。

金属アーク溶接等作業にかかる特定化学物質障害予防規則の施行について

金属アーク溶接等作業にかかる特定化学物質障害予防規則の施行について、経過措置の対象となっていた「**溶接ヒュームの濃度測定**」、「**呼吸用保護具の選択・使用**」、「**特定化学物質作業主任者の選任**」等について、**令和４年４月１日から**改正特定化学物質障害予防規則等が施行・適用されます。

改正内容やＱ＆Ａについて、詳しくは、三重労働局のホームページ等をご確認ください。

石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります

一定の規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム等で届け出ることが義務となります。**令和４年４月１日着工の工事から適用**

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

① 解体部分の延べ床面積が 80 ㎡以上の建築物の解体工事

② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事

③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

④ 総トン数が 20 トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

詳しくは、「石綿総合情報ポータルサイト」のホームページ等をご確認ください。

労働保険の届出や申請は電子申請が便利です

★いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

★簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度 の申請情報を取り込めるので 、入力は変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などの コストを削減 できます。
ＧビズＩＤやマイナンバーカード を使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、G ビズ ID を利用して手続することができます 。また、マイナンバーカード等の IC カード形式の電子証明書を利用する場合、ＩＣカードリーダライタは 別途必要です。）

電子申請などの詳しい内容については、
ｅ－Ｇｏｖ電子申請のホームページ（https://shinsei.e-gov.go.jp）
をご覧ください。

四日市労働基準監督署人事異動

（順不同・敬称略）

2022年4月1日付け四日市労働基準監督署職員一覧

新　官　職	氏　名	旧　官　職
署長	松田　滋	
副署長	梅原　剛	
副署長	岩出　浩美	
第一方面主任監督官	武村　浩明	
一般監督官	吉森　康祐	労働基準部監督課一般監督官
一般監督官	広瀬　康平	第二方面一般監督官
第二方面主任監督官	北畠　久也	津労働基準監督署安全衛生課長
一般監督官	大喜多　開	第三方面一般監督官
第三方面主任監督官	古田　大心	愛知労働局名古屋東労働基準監督署第四方面主任監督官
一般監督官	杉井　萌	和歌山労働局橋本労働基準監督署監督・安衛課
第四方面主任監督官	片山　史紹	愛知労働局名古屋北労働基準監督署労災第二課
一般監督官	村上奈津実	新規採用
安全衛生課長	水谷　公宜	
地方産業安全専門官	中島　賢	伊賀労働基準監督署監督･安衛課地方産業安全専門官
地方産業安全専門官	山田　淳一	
一般監督官	横田　真史	労災第一課一般監督官
労災第一課長	下田　茂貴	労災第二課長
労災認定調査官	小澤　幸英	総務部労働保険徴収室適用第二係長
一般監督官	加藤　大輔	津労働基準監督署労災課
補償係	宮﨑　優希	三重労働局労災補償課補償係
補償係	渡邉　晴貴	新規採用
労災第二課長	井谷　圭介	労災第一課労災認定調査官
補償係長	小林　亜紀	新規採用
一般監督官	福原　頼稜	
一般監督官	永田　雅貴	
業務課		
労災保険給付調査官	松本　浩	

■■ 講習・教育 ■■

開催月日 月	開催月日 日	種別	修了者数（ ）内 申込定員
1	18～19	職長・安全衛生責任者教育	21
	21～22	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	27
	27	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	25
2	1	低圧電気取扱業務特別教育	39
	3	ＫＹＴ実践研修	14
	5	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	11
	8～9	職長等教育［建設業を除く］	23
	15～16	安全管理者選任時研修	19
	18～20	アーク溶接等業務特別教育	23
	24	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	47
3	1～2	職長等教育［建設業を除く］	21
	4・6	クレーン運転業務特別教育	中止
4	4･5･6･7	新入者安全衛生教育	(180)
	22	熱中症予防対策労働衛生教育	(30)
	23	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(30)
	25	ＫＹＴ実践研修	(24)
	27～28	職長等教育［建設業を除く］	(32)
5	20・22	クレーン運転業務特別教育	(40)
	25	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	(45)
	27	低圧電気取扱業務特別教育	(60)
6	2～3	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	7～8	安全管理者選任時研修	(40)
	10～11	産業用ロボット教示等業務特別教育	(30)
	15～17	第一種衛生管理者免許試験準備講習	(30)
	28	ＫＹＴ実践研修	(24)

■■ 協会のうごき ■■

開催月日 月	開催月日 日	事項	場所
1	13	経営セミナー	当協会会議室
	17	安全祈願・賀詞交換会	伊勢神宮（関係者のみ）
	25	安全衛生セミナー（第３回）	中止
2	2	正副委員長会議（第４回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（第４回）	当協会会議室
	22	労務管理講習会	中止
4	15	会計監査	当協会応接室
	18	総務委員会（2022年度第１回）	当協会会議室
	19	安全衛生委員会（2022年度１回）	当協会会議室
	21	理事会（2022年度第１回）	当協会会議室
5	10	正副委員長会議（2022年度第１回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（2022年度第１回）	当協会会議室
	18	2022年度定時総会	当協会会議室
	〃	理事会（第２回）	当協会会議室
	31	安全衛生セミナー（2022年度第１回）	当協会会議室

会員事業場のご紹介

「自らの手で安全な職場をつくる取り組み」

パナソニックインダストリー株式会社 四日市事業所

1．パナソニックインダストリー株式会社 四日市事業所の概要

当事業所は１９６１年、松下電工（株）四日市工場として松下創業の「練りもの」によるアタッチメントプラグを起源とするプラスチック成形材料の製造を開始し、昨年設立６０周年をむかえました。

現在は、創業時の商品であるプラスチック成形材料に加え、半導体用電子材料、プリント配線板用材料などを製造しており、人々のくらしの中にある、情報通信インフラ機器、モバイル機器、車載機器、家電アミューズメント他に使用いただいております。

また、２０２２年４月から新たにパナソニック インダストリー株式会社 四日市事業所として、「お客様との価値共創」をスローガンに事業活動に取り組んでいます。

2．安全衛生活動の取り組み

当事業所では、設備災害・行動災害の防止を目的とし、『指差呼称による確実な確認実践と危険予知訓練』をコンセプトに「安全道場」を運営し、安全衛生活動の取り組み内容を理解する座学研修と安全体感器による実技研修を下記内容で毎年、工場関係者全員に実施しています。

① 「マナー、身だしなみの確認」…先ず初めに道場ではマナー実践の挨拶と、作業服などの身だしなみの確認をします。

② 「安全宣言の唱和・確認」…安全宣言、安全の心得、安全マン七つの行動について唱和をします。

③ 「交差点左右確認、通路のリスク」「階段での転落墜落リスク」「ドア開閉時の注意確認」…体感器を用いて指差呼称による危険リスクの認識と安全を確保する行動を実践します。

④ 「ＡＥＤ取り扱い」…練習用ＡＥＤを使用し取り扱いを学びます。

⑤ 「危険予知トレーニング（ＫＹＴ）」…事例集の中から各部門の業務に見合ったＫＹＴを実施します。

⑥ 「体力チェック」…個人は昨年との比較を行い、集団分析としては部門毎のデータをレーダーチャートで見える化し、体力の維持・向上に取り組んでいます。

3．おわりに

当事業所では、「安全はすべてに優先、あなたの人生と家族の幸せのために」をスローガンに一人ひとりがかけがえのない存在であり、あなたの健康・安全は家族の喜び、安全・安心は企業の使命とし、“自らの手で安全な職場をつくる”という強い意志を持って、今後も日々の安全活動に取り組んでまいります。